社会福祉法人東和福祉会

おひさま保育園運営規程

社会福祉法人東和福祉会

おひさま保育園運営規程

（事業所の名称等）

第１条　　社会福祉法人東和福祉会が設置するこの事業所内保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

⑴　名　称　　おひさま保育園

⑵　所在地　　寝屋川市宇谷町１番３６号

（施設の目的及び運営方針）

第２条　おひさま保育園（以下「当園」という。）は，保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

２　当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

３　当園は、保育に関する専門性を有する職員、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

４　当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

５　当園は、「子ども・子育て支援法」（平成２４年８月22日法律第６５号）、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成２６年４月３０日厚生労働省令第６１号）及び「寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成２６年９月３０日条例第１６号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（提供する保育等の内容）

第３条　当園は、保育所保育指針（平成 20 年３月 28 日厚生労働省告示第 141 号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

⑴　特定地域型保育

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第 20 条第３項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

⑵　時間外保育

支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第６条に規定する時間の範囲内において、「子ども・子育て支

援法(平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号））（以下「法」という。）第 59 条２号に規定する時間外保育を提供する。

⑶　食事の提供

⑷　その他保育に係る行事等

⑸　子育て家庭に対する支援

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　特定地域型保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし，利用乳幼児の受け入れ状況等により，員数が変動する可能性がある。

⑴　園長　１名（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

⑵　主任保育士　１名（常勤専従）

主任保育士は､地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに､園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

⑶　保育士　８名（常勤専従６名、非常勤２名）

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

⑷　保育補助 ４名（非常勤４名）

保育補助者は、保育士の職務を補助する。

⑸　調理員　　２名（常勤専従２名）

栄養士の作成した献立に基づき、搬入された給食及びおやつを提供する。

※職員の員数は、平成２９年７月１日現在

（保育を提供する日）

第５条　保育を提供する日は

従業員枠	月曜日から日曜（祝日を含む）まで。その他従業員の勤務表に定めたとおりとする。
地 域 枠	月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始（１２月２９日から１月３日まで）休み。

（保育を提供する時間）

第６条　保育を提供する時間は、次のとおりとする。

⑴　保育標準時間認定に係る保育時間

７時から１８時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、１８時から１９時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

⑵　保育短時間認定に係る保育時間

８時から１６時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時及び１６時から１９時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

（利用者負担その他の費用の種類）

第７条　当園の特定地域型保育を利用した支給認定保護者は、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額（保育料）を当園に支払うものとする。

２　当園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定地域型保育基準費用額（法第３０条第２項第１号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に地域型保育給付を受けられるよう、特定地域型保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

３　当園は、前項の支払を受けるほか、特定地域型保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表１に掲げる費用の支払を受けるものとする。

（利用定員）

第８条　当園の利用定員は、法第19条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

園児	0歳児	1歳児	2歳児	計
地域枠	３人	３人	５人	１１人
従業員枠	３人	３人	３人	９人
合計	６人	６人	８人	２０人

⑴ 法第19条第１項第３号の子ども（保育を必要とする３歳未満児。以下「３号認定子ども」と　　いう。）のうち、満１歳以上の子ども　　１４人

⑵ ３号認定子どものうち、満１歳未満の子ども　　６人

（利用の開始に関する事項）

第９条　当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じるものとする。

（利用の終了に関する事項）

第10条　当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

⑴　２号認定のこどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

⑵　３号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

⑶　その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時における対応方法）

第 11 条　当園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

２　保育の提供により事故が発生した場合は、寝屋川市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

４　園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（要望・苦情等について）

第 12 条　当園は、保護者等からの様々な意見・要望・不満に対する適切な対応及びその解決を図るための事項については、法人が規程する「苦情解決規程」の定めるところによる。

（非常災害対策）

第 13 条　非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月１回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとる。

（個人情報の保護）

第 14 条　当園は、利用子ども又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

２　当園が得た利用子ども又はその家族の個人情報については、保育の提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待の防止のための措置）

第 15 条　当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する定期的な研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 16 条　当園は、感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対する保育の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　　当園は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　　当園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症対策）

第 17 条　当園において、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

⑴　当園における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

⑵　当園における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

⑶　当園において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（カスタマーハラスメントへの対応）

第 18 条　当園では、お子さまの健やかな成長を守り、安全で質の高い保育を提供するため、保護者の皆様と緊密な信頼関係を築き、共に協力していくことを大切にしております。しかしながら、園児の家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な保育サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。

⑴　前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。だし、これらに限られるものではない。

①　暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言

②　業務の範囲を超える過度又は不当な要求

③　合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム

④　その他、職員の就業環境を著しく害する行為

⑵　当園では、職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとする。

⑶　当園では、カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。

⑷　カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合にはサービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行うことがある。

（記録の整備）

第 19 条　当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

⑴　保育の実施に当たっての計画

⑵　提供した保育に係る提供記録

⑶　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年 4 月 30 日内閣府令第 39 号）第 19 条に規定する市町村への通知に係る記録

⑷　保護者からの苦情の内容等の記録

⑸　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附　則

この規程は、平成２９年 ７月 １日から施行する。

この規程は、令和元年１０月 １日から施行する。

この規程は、令和７年７月 １日から施行する。

この規程は、令和８年１０月 １日から施行する。

【別表１】

１　保育の提供に要する実費に係る利用者負担額

項　目	内容､負担を求める理由及び目的	金　額
行事に係る教材費用	園行事に直接係る実費	随時お知らせ致します。

※、ただし、上記の他にも保育の提供にあたり必要な費用を負担をしていただくことがあった場合は、予め費用の負担を頂く目的や理由については適宜書面にて通知致します。

２　時間外保育に係る利用者負担額

（１）従業員枠の方

①利用料(利用者負担)

保護者が居住する市町村が定める利用料から 5,000 円の割引と致します。

②延長保育料

延長保育時間	保育標準時間の方		保育短時間
	分/月額	日　額	
7:00～8:00	30分	150円	150円／30 分
16:00～18:00	60分	250円	150円／30 分
18:00～18:30	1,000円	100円	150円／30 分
18:30～19:00	2,000円	200円	150円／30 分

（２）地域枠の方

①利用料(利用者負担)

保護者が居住する市町村が定める利用料。

②延長保育料

延長保育時間	保育標準時間の方		保育短時間の方
	分/月額	日　額	
7:00～8:00	30分	300円	300円／30 分
16:00～18:00	60分	600円	300円／30 分
18:00～18:30	1,600円	300円	300円／30 分
18:30～19:00	2,600円	600円	300円／30 分

※当園は、上記費用のお支払を受けた場合は、領収証を交付致します。